所得税の確定申告 村・県民税の申告 は、正しくお早めに

平成4年分の所得税の確定申告の準備はお済みですか。申告期限は、2月16日から3月15日までの1か月間ですが、期限間近になると相談会場はたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことになったり、落ちついて相談できなかったりといったことになりかねません。確定申告はできるだけ早めに済ませましょう。

税金についてのおたずねは
巻税務署 ☎72-2355
役場税務課 ☎82-4111

こんな場合は 確定申告をお忘れなく！

確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、無申告加算税又は過少申告加算税や、延滞税も納めなければならないことになりますので注意してください。

◎確定申告をしなければならない人

次のようなかたは、確定申告をしなければなりません。

❶事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成四年中の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの合計額を超えるとき。

❷サラリーマンで、給与の収入金額が千五百万円を超える人や、給与所得や退職所得金額以外の各種の所得金額の合計額が二十万円を超えるとき（たとえば、会社に勤めて給与をもらうほか、農業所得が二十万円を超える場合など）

◎確定申告で所得税が戻ってくる人

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってきます。

また、この控除はサラリーマン以外の人が、これから確定申告する際にも適用されます。

なお、年末調整を済ませたかたが還付の申告を受ける場合は、二月十六日以前でも受け付けていますので、お早めに申告してください。還付申告を受けるために確定申告をする場合には、給与所得以外の所得金額が二十万円以下であっても、これを含めて申告をしなければなりません。

【控除を受けられる要件】

■平成四年一月一日から平成四年十二月三十一日までの間に、次の家屋を新・増改築または購入した人で、その日から六ヵ月以内に入居し、十二月末まで引き続き居住している人。

①床面積が四十平方㍍以上、二百二十平方㍍以下であること。

②中古住宅を取得した場合は、①の要件のほか、取得日以前十年以内（耐火建築物については十五年以内）に建築されたもので、建築後使用された家屋であること。

③自己の所有する家屋を増改築した場合は、工事費が百万円以上であること。

■控除を受けるその年の所得金額が、二千万円以下であること。

■居住用財産の譲渡、交換、買換えなどの特例の適用を受けていないこと。

■その家屋の請負代金または購入のための資金を、銀行などの民間金融機関、または住宅金融公庫、厚生年金、共済組合などの住宅ローンを利用していること。

■前記の住宅ローンで、返済期間が十年以上にわたるもので、かつ、月賦のように分割して返済する方法によること。

【手続き】

住宅取得特別控除を受ける場合には、確定申告をしなければなりません（給与所得者は、二年目以降は年末調整で受けられます）。

その際、印かん、本人名義の預金口座番号、源泉徴収票（給与所得者のみ）のほか、次のものが必要です。

○**住民票**（入居の翌年の一月一日以降に発行されたもの）

○**家屋の登記簿謄本**

○**請負契約書または売買契約書**の写し

○金融機関、公的機関が発行する住宅取得資金に係る借入金の**年末残高証明書**（証明書の発行については、借入先に問い合わせてください）

※中古住宅を購入された場合は、固定資産評価証明書（役場税務課で発行）が必要です。

※増改築などの場合は、建築士の増改築等工事証明書が必要です。

申告書はあらかじめ記入してからおいでください

納税相談会場は大変混雑しますので、申告がスムーズに行われるように、あらかじめ申告書には住所・氏名・職業・生年月日・電話番号・扶養親族名等を記入してからおいでください。

消費税の申告と納税は、3月31日(水)までです。忘れずに！

マイホームを取得したら 住宅取得特別控除

住宅を新・増改築し、または新築・既存住宅を購入して六ヵ月以内に居住の用に供し、引き続いて居住している場合で一定の要件にあてはまる借入金等を有するときは、入居した年から六年間にわたり所得税から一定の額（最高二十五万円）が控除されます。

これを「住宅取得特別控除」といいます。

多額の医療費を支払ったら 医療費控除

あなたが自分や家族の病気やけがなどにより多額の医療費（保険などで補てんされた金額は除く）を支払ったときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

●医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費 － 保険などで補てんされる金額 ＝ A

A － 10万円または所得の5%（どちらか少ない額） ＝ 医療費控除額（最高200万円）

【医療費とは】

■医師、歯科医師による診療代、治療代及び通院費用

■治療、療養のための医薬品の購入代

■病院や診療所、助産所の入院費

■あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費

■保健婦や看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用

■助産婦による分べんの介助料

【医療費とならないもの】

■医師等に対する謝礼

■美容整形の費用

■健康診断のための人間ドック等の費用（ただし、その結果重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合は、この費用も医療費に含まれます）

■疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費

■親族に支払う療養上の世話費用

■治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費

■通院のための自家用車のガソリン代等。

【手続き】

医療費控除を受けるためには、医師などの領収書が必要です（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりません）。確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示してください。

のうぜいで あなたもできる くにづくり

確定申告書の様式が一部改正されました

平成四年中の申告すべき所得が公的年金のみのかたの確定申告書の様式が改正されました。この様式は、文字を大きくするなどの配慮もされており、申告し易すくなっています（一般用の申告書の様式でも申告できます）。

ただし、公的年金以外の所得のある人は、従来どおり一般用の申告書により申告していただくことになります。

共同納税相談日程

村では、下記の日程により「共同納税相談」を実施します。受付時間は、全日とも午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分までです。指定日以外の日に申告される人は、対象地域の人が優先されますので、ご了承ください。

なお、本年は申告期限直前の3月13日と14日が休みになりますので15日は申告会場は混雑が予想されます。申告はできるだけ早めにお済ませください。

会場	相談日	対象地区 午前（8時30分～12時）	対象地区 午後（1時～4時）
間瀬地区公民館	2月19日(金)	間瀬1区～4区	間瀬5区～7区
役場研修室（2階）	2月23日(火)	金池・久保田	猿ヶ瀬・南谷内 北野・白鳥
	2月24日(水)	西中・和納9・10区	潟上・横曽根
	2月25日(木)	和納3区・4区	和納1区・2区
	2月26日(金)	原・富岡	津雲田・高橋
	3月2日(火)	和納6区	和納5区・7区
	3月3日(水)	和納8区・12区	栄
	3月4日(木)	高畑	樋曽
	3月5日(金)	西船越	新谷
	3月6日(土)	指定日に申告出来なかった人	
	3月8日(月)	油島	岩室・和納11区
	3月9日(火)	西長島・和納三田	橋本
	3月10日(水)	夏井1～5班	夏井6～8班
	3月11日(木)	石瀬1～7班	石瀬8～14班
	3月12日(金)	指定日に申告出来なかった人	
	3月15日(月)	指定日に申告出来なかった人	

安全便利な振替納税を

今やキャッシュレス時代。所得税の納税に振替納税（口座引落し）をご利用ください。

うっかり納税を忘れてしまうことなく、納税したことが預金通帳にも記載されます。また、振替納税をご利用になりますと、納期限が四月十五日まで延長されます。

手続きは簡単、金融機関の窓口または、役場税務課までお問い合わせください。

固定資産課税台帳をお見せします

縦覧期間 3月1日～20日

村では、平成五年度の固定資産課税台帳をお見せします。自分の土地や家屋の評価額をこの機会に、ぜひお確かめください。

■**縦覧期間**…三月一日から二十日まで（平日の午前八時三十分から午後五時までと、土曜日の午前八時三十分から正午まで。ただし、第二土曜日と日曜日は休みます。）

■**縦覧場所**…役場・税務課

■**縦覧できる人**…資産の所有者や納税管理人、または委任状のある人です。

■**問い合わせ**…固定資産課税台帳の縦覧についてのお問い合わせは、役場税務課（☎82－四一一一内線一三六、一三七）までどうぞ。